

重要

平成29年4月吉日

責任者様各位

大阪市中央区南船場2丁目3番4号  
関西浄化槽工業株式会社  
代表取締役 滝北 健治



一般廃棄物（し尿含む）の収集運搬と処分についての重要なお知らせ  
（大阪市のみ）

拝啓 春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の議題につきまして 平成28年2月より大阪市環境事業局と  
大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿汚泥）にて大阪市指定の処理場（中浜流注場）  
における搬入物適正化について主に來雑物（砂・石・雑巾・タオル等）が混入しないよう  
に報告と現状調査、今後の対策についての取り組みを行ってまいりました。

しかし、当該許可業者の搬入により、し尿処理施設である中浜流注場にて異物が破砕ポンプ内に詰まり処理場が運転不可能な状況になったり、大量の油脂等の搬入において機械が詰まり受け入れ中止をせざるを得ない状況が何度かあったと報告を受けております。

※（別紙大阪市環境局事業管理課の通知参照のこと）

よって当社といたしましては投入物の適正化に見合うご説明・ご提案を排出事業者の皆様方や責任者の方々に順にお知らせしていく所存でございます。

※一般廃棄物（し尿系のみ）の収集運搬及び処理については通常作業となります。

コンプライアンス（法令順守）を重視し大阪市環境局の通知に基づき投入物の適正化をより進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今度とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

平成29年4月6日

一般廃棄物収集運搬業  
(し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥)  
許 可 業 者 様

大阪市環境局事業管理課長  
(担当：橋口・神代 06-6630-3254)

中浜流注場における投入物の適正化について（通知）

平素は大阪市廃棄物行政にご理解、ご協力賜わり誠にありがとうございます。

当局におけるし尿前処理施設である中浜流注場においては、年々、搬入不適合物（異物）が増えており、平成27年3月、4月には、2回にわたって異物が破砕ポンプ内に完全に詰まって運転不可能な状況となり、受入れ停止をせざるを得ない状況となりました。

このことから、本市では繰り返し「中浜流注場における投入物の適正化」について通知を行い、平成28年度からは中浜流注場において投入物検査を実施するなど、投入物の適正化に向けた取り組みを行ってきたところではありますが、今回、平成29年2月～3月の間に、多量の油脂が投入されたことが判明しました。

受入槽の清掃時に判明したものですが、発見が遅れていれば中浜流注場の処理設備が故障し、業務に支障が出ていたほか、今回は建設局中浜下水処理場において機器を停止し、清掃を行わなければならない事態となり、油脂等の搬入について大変厳しい指導があったところです。

今後は、投入物検査以外でも目視により油分が多い場合は、その状況を撮影し、当該許可業者から詳細を確認し、立入調査、排出事業所への調査・指導等を実施する場合がありますので、受け入れ基準の遵守について再度徹底を図っていただくよう通知します。

一般廃棄物収集運搬業者（し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥）の指導監督処分取扱要綱第1条の3のとおり、土砂、がれき、油脂、その他異物が混載されたものは投入禁止となっており、これに反する行為をおこなった場合は同要綱第2条に基づき、処分の対象となります。